

## 岡山大学オープンアクセスポリシー

令和6年1月15日 制定

### (趣旨)

第1条 岡山大学(以下「本学」という。)は、高度な知の創成と的確な知の継承を理念に、人類社会の持続的進化のための新たなパラダイム構築という目的の下で教育研究と社会貢献に取り組んでいる。この理念の下、本学の知的資源を広く発信し、学術研究のさらなる発展に寄与し、その成果を社会に還元することを目的としてオープンアクセスに関する方針を以下のように定める。

### (研究成果の公開)

第2条 本学は、出版社、学協会、学内部局等が発行する学術雑誌等に掲載された本学の研究活動に従事する者の学術研究の成果(以下「研究成果」という)を岡山大学学術成果リポジトリ(以下「リポジトリ」という。)またはその他著者が選択する方法によって、可能な限り公開する。ただし、研究成果の著作権は本学に移転しない。

### (適用の例外)

第3条 前項の規定にかかわらず、著作権等のやむを得ない事由により公開が不適切である場合、本学は当該研究成果を公開しない。

### (リポジトリの運用)

第4条 リポジトリの運用に関わる事項は、「岡山大学学術成果リポジトリ登録要項」に基づき、取り扱う。

### (その他)

第5条 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。